

学校名 昭島市立清泉中学校

校長名 並木浩子

平成31年度教育課程について（届）

このことについて、昭島市立学校の管理運営に関する規則に基づき下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とし、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成を目指すために、学校の教育目標を次のように定める。

- ア「美しい心」 正しい判断力、強固な信念、創造性に富んだ実行力、寛容の心と協力の精神を養う。
- イ「創造的な知性」 自ら学ぶ力、社会の変化に主体的に対応できる能力、国際社会で活躍できる力、世界に貢献する態度を養う。
- ウ「たくましい体」 均整がとれ、耐久性に富み、機敏性をもった健康でバランスのとれた体を育てる。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 学習指導においては「見通し・実感・振り返り」を一層重視し、基礎・基本の確実な定着と適切・適性な評価への改善を図る。特に、授業指導においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組を通して、生徒の学習意欲の喚起と学習習慣の確立、知識・技能の活用を図る学習活動や習熟の程度に応じた指導、言語活動の一層の充実、思考力・判断力・表現力等の育成に努める。また、補習学習の充実を図り、生徒の学力を向上させる。
- イ 自分の大切さとともに他の人の大切さを認められる人権尊重の理念を正しく理解させ、様々な人権課題について学び、自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、人権尊重の精神を将来にわたって生活の中に生かそうとする精神を育む。
- ウ 道徳教育を通して、自尊感情や自己肯定感、自他尊重の態度を育成し、「心の教育」の充実を図り、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けさせ、豊かな心を醸成する。
- エ 公共の精神・社会性・克己心を育み、基本的な生活習慣の定着と、節度を守り社会規範を遵守する態度を育て、自らの人生を自らの力で切り開いていこうとする自立心と、自分の行動の是非を自分で判断できる自己責任の意識の育成に努める。
- オ 集団活動を通して達成感や自己有用感を高めるとともに、よりよい集団を築こうとする態度や自治的能力、責任感、協調性の育成に努める。特に、「学級満足度調査」を活用して生徒個人と学級集団の実態の両面から生徒の内面を理解し、一人一人に応じた支援や集団に応じた支援を行い、生徒の学校生活への適応に関する様々な課題について早期対応を図るとともに、生徒の充実感を高める指導を推進する。
- カ 食育を計画的に推進し、家庭・地域と連携して健康的な生活習慣の定着を図るとともに、保健体育、技術・家庭等の教科指導や体育的行事の充実、部活動等の振興を通して、体力向上の継続的な取組と心身の調和的発達を図り、たくましい生徒の育成を目指す。
- キ キャリア教育の充実を図り、自己の生き方や在り方を主体的に考えさせるとともに、生涯にわたる「学ぶ力」や「生きる力」の重要性を実感させ、主権者教育の視点に立ち、社会に貢献できる自立した社会人・職業人及び国際社会で活躍できるグローバルな人材として必要な資質や能力の育成を目指す。
- ク 校内委員会の定期的な開催や組織的な対応を通して、特別な支援を必要とする生徒への個別支援を充実させるとともに、関係諸機関との連携を強化して、特別支援教育を推進する。
- ケ 小学校の教育活動についての理解を深め、小学校から中学校への円滑な適応を図るため、小中一貫の日の取り組みを充実させ、小中一貫教育を推進する。
- コ 学校いじめ防止基本方針に基づいた学校いじめ対策委員会を中心に、全教職員共通理解の下、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消に向けて組織的に取り組む。また、SOSの出し方に関する教育を実施する。
- サ 保護者や地域社会と共に生きる学校であるために、教育活動を積極的に公開し、地域人材を活用した教育活動を充実させるとともに、生徒を地域活動に積極的に参加させ、地域社会の一員としての自覚をもたせる。また、災害等における学校としての役割の徹底と地域社会との連携を推進する。

2 指導の重点

(1)各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等

ア 各教科

- (ア)生徒一人一人の資質・能力・適性を把握し、教材研究・指導方法・評価等の改善・充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。2学年または3学年の系統的な教科の指導計画に留意し、生徒の「見通し・実感・振り返り」を重視した指導方法の工夫を図る。
- (イ)昭島市・東京都・全国の各学力調査の結果を踏まえ、「授業改善推進プラン」「授業改善マイプラン」に基づく指導方法や指導体制の工夫・改善を実施し、学力向上の推進を図る。
- (ウ)思考力・判断力・表現力等を育む観点から、知識・技能を活用する学習活動の充実を図るとともに、言語環境を整え、言語に対する関心や理解を深め、生徒の言語活動の一層の充実を図る。
- (エ)生徒の実態に応じた指導方法の工夫として、スモールステップで丁寧な指導の充実を図るとともに、特に学習の定着に課題のある生徒の学習意欲を喚起するため、チャレンジ学習・チャレンジテストを全校体制で実施し、基礎的・基本的な学習内容の一層の定着を図る。
- (オ)学習習慣の確立のため、学習支援員やくじらーニング等を活用し、日々の学習活動と関連させた土曜日、放課後、長期休業等を活用した補習学習を計画的に実施する。また、宿題や予習・復習といった家庭での学習課題を適切に課すなど、家庭学習の充実を図る。
- (カ)学習環境が生徒に与える影響を重視し、昭島市立学校教育のユニバーサルデザインを効果的に活用して、教室・廊下・校庭等の教育環境の整備に努める。
- (キ)数学科と英語科については、「東京方式習熟度別ガイドライン」に基づき、習熟度別少人数授業を全学年で実施する。また、学習支援員の活用による個に応じた指導を充実させ、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、生徒が主体的に学習に取り組む態度を養う。
- (ク)体力・運動能力調査の結果を踏まえ、保健体育における指導の工夫に努め、生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、生徒の体力向上に継続的に取り組んでいく。

イ 道徳科

- (ア)道徳科の時間はもとより、各教科・総合的な学習の時間及び特別活動の特質に応じて、3年間の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- (イ)年間35時間の道徳教育全体計画、及び、年間指導計画に基づき、道徳教育推進教師を中心に、「特別の教科 道徳」の指導を要とした道徳教育を生徒の実態に即して組織的・計画的に推進する。
- (ウ)道徳授業地区公開講座「子どもの心を育てる会」等を活用し、保護者や地域社会と連携した心の教育を推進し、道徳的心情、道徳的判断力、道徳の実践力と態度などの道徳性を養う。

ウ 総合的な学習の時間

- (ア)学校図書館やICT等の活用を通して自ら課題を見付け、観察、見学、実験、調査などの問題の解決や探究活動、発表や討論等に主体的、共同的に取り組み、よりよく課題を解決するための資質や能力を育成する。
- (イ)国際理解や環境等の横断的・総合的な学習を通して、国際社会に生きる一員としての自覚をもち、世界に貢献する態度やよりよい環境の創造のために主体的に行動する態度を育成する。
- (ウ)職業や自己の将来に関する学習を通して、自己を理解し、自己の生き方や在り方を考えさせることを通じて自立した社会人・職業人として必要な資質や能力を育成する。
- (エ)地域社会に学習の場を広げ、図書館・博物館などの社会施設や社会教育関係機関と連携した自然・職業・福祉などの体験的活動を通して、主体的、創造的、協働的に取り組む態度や社会性を育むとともに、地域社会の一員として生きるための力を育成する。

エ 特別活動

- (ア)望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育成する。特に学級活動では、協力して諸問題を解決しようとする自主的な態度や、自治的能力、責任感、協調性、健全な生活態度を育成する。
- (イ)生徒会活動を通して、主権者教育の視点に立つ、社会に参画する態度や自治的能力を養い、よりよい学校生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育成する。
- (ウ)学校行事を通して、豊かな人間関係を醸成し、集団への所属感や連帯感を深めるとともに、達成感や自己有用感を高め、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的な態度の育成と最後までやり抜く力の伸長を図る。
- (エ)地域活動に積極的に参加し、公共の精神や社会奉仕の精神を養う体験を充実することで、地域社会の一員としての自覚をもち、主体的によりよい地域社会を築こうとする態度を育成する。

(2)特色ある教育活動

- ア オリンピック・パラリンピック教育を全体計画、年間指導計画に基づき推進する。育成すべき重要な資質、本校のレガシーとしては、「ボランティアマインド」の醸成及び「障害者理解」の促進に取り組む。また、我が国の伝統や文化に関する教育を推進し、我が国や郷土の伝統や文化の理解について、各教科で学習活動を充実させる。
- イ スクールカウンセラー、学習支援員等を活用して、一人一人の生徒の実態に応じたきめ細やかな支援の充実を図る。
- ウ 特別な支援を必要とする生徒の学校生活への適応と学習支援のために、学習支援室を設置し、個別指導を推進する。また、特別支援教育コーディネーターを中心に、個別の教育支援計画を作成、活用し、関係諸機関と連携し、特別支援教育を推進する。
- エ 「チャレンジ学習」・「チャレンジテスト」を、全校体制で計画的に実施し、生徒の学習意欲を喚起するとともに、土曜日、放課後、長期休業を活用した補習学習を計画的に実施し、生徒の学習習慣の定着と基礎・基本の定着を図る。
- オ 学校図書館の蔵書を充実させ、学校図書館機能を高めるために支援員を配置する。年間を通して「朝読書」「朗読読み聞かせ」を計画的に実施し、言語活動の一層の充実を図る。
- カ 部活動指導員や部活動指導補助員を積極的に導入し、生徒の自主的、自発的な活動である部活動を推進し、責任感、連帯感の涵養や、望ましい人間関係の醸成を図る。
- キ 義務教育9年間を見通した小中一貫の取組を年間3回設定し、教員相互や児童・生徒間の交流を深め、小学校から中学校への円滑な適応を図る。
- ク 特別支援学級との交流を図り、相互理解を深める。

(3)生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア)生活指導基本方針について、全教職員の共通理解を図り指導体制を充実させ、一人一人の生徒の実態を的確に把握し、公共の精神・社会性・克己心を育み、基本的な生活習慣の定着と、節度を守り社会規範を遵守できる態度の育成に努める。
- (イ)組織的・計画的に人権教育を推進するとともに、教職員が人権尊重の理念について正しく理解し、人権感覚のさらなる向上を図り、その理念を十分に認識して指導にあたる。
- (ウ)「心の教育」を推進し、自尊感情や自己肯定感を高め、思いやりや慈しみの心を醸成し、自他の生命を尊重する態度を育成するとともに、組織的な指導体制や教育相談体制の充実を図る。いじめ問題には「学校いじめ対策委員会」を中心に全教職員で取り組み、全ての生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよういじめや問題行動等の未然防止と早期発見・早期解決を図る。特に1年生では、いじめ防止の取組を入学後早い時期に重点的に実施する。また、生徒の自殺を予防するために、「SOSの出し方に関する教育についてのDVD」を活用し、指導を行う。
- (エ)授業規律の確立、挨拶、身だしなみ、節度ある態度に重点をおき、法やきまりを遵守し、社会のルールを守ることの意義を理解させ、規範意識を向上させる指導を行うとともに、社会で許されないことは学校でも許されないという姿勢を貫き、毅然とした態度で指導にあたる。
- (オ)生徒理解を深め、生徒とのコミュニケーションを充実させて信頼関係を築き、一人一人に寄り添った指導を行うとともに、家庭、地域社会及び関係諸機関との連携を深め、全ての生徒の健全育成をより一層図る。
- (カ)生徒会活動において、特色ある活動を充実させ、自主的な態度や自治的能力の育成を図るとともに、母校への誇りを醸成し愛校心を育成する。
- (キ)教育相談部会を中心に、スクールカウンセラー、学習支援室支援員、学習指導支援員等の活用及び関係諸機関との連携を図り、学校全体で不登校生徒や特別な支援を必要とする生徒を組織的・計画的に支援し、個に応じた指導を充実する。
- (ク)情報モラル講演会、セーフティ教室、薬物乱用防止教室の実施等を通して、学校内外の生活に関する安全指導、安全対策の充実を図るとともに、学習環境が生徒に及ぼす影響を重視し、学ぶ場としての校内環境整備を図る。また、地域社会と連携して防災教育・防災対策を推進し、生徒の防災意識を高め、地域社会の一員としての自覚を高める。
- (ケ)小学校から中学校への円滑な適応の支援のために、小中一貫を推進し、重点的に取り組む学習のねらいや内容を明確にし、学力向上及び多面的・総合的な生徒理解の深化を図る。また、規範意識の共通化を図り、学校の規則等を見直す。
- (コ)一人一人の生徒が情操を豊かにし、健康で安全な学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を行う。

イ 進路指導

- (ア)3年間を見通した進路指導計画に基づく進路指導を行い、自己の生き方や在り方を見つめさせる指導を充実させるとともに、自尊感情や自己肯定感を高めることで自らのよさや可能性に気付かせ、将来に夢と目標をもって自分らしい生き方を実現しようとする態度の育成を図る。
- (イ)職場体験、卒業生・地域の方等による職業講話、上級学校訪問などの体験的学習を通して、望ましい職業観・勤労観を育み、自立した社会人・職業人として生きていくために必要な資質・能力の育成を図る。
- (ウ)保護者との連携を図り、生徒の資質・能力・適性・希望等に応じた適切な指導・助言を行うことで、生徒が自らの将来や可能性について考え、自らを向上させようとする努力し、自分にとってよりよい進路を主体的に選択しようとする態度を育てる。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1)年間授業日数配当表

学年 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	14	20	21	14	3	20	22	20	18	18	18	17	205
2	15	20	21	14	3	20	22	20	18	18	18	17	206
3	15	20	21	14	3	20	22	20	18	18	18	13	202
備考	1学年は4月9日(火)に入学式を実施するため、年間授業日数が205日となる。 3学年は、9月16日(月)から9月18日(水)まで修学旅行を実施し、9月19日(木)を振替休業日とすることと、3月18日(水)に卒業式を実施するため、年間授業日数が202日となる。 夏季休業日を7月21日(日)から8月27日(火)までとする。 冬季休業日を12月26日(木)から1月7日(火)までとする。 5月11日(土)、5月25日(土)、6月8日(土)、9月14日(土)、10月19日(土)、1月18日(土)を授業日とする。 5月27日(月)を運動会の振替休業日とする。												

(2)各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の年間指導時数配当表

区 分		学 年		
		1	2	3
各 教 科	国 語	142	142	110
	社 会	108	108	142
	数 学	142	109	142
	理 科	108	142	142
	音 楽	48	36	37
	美 術	46	36	36
	保 健 体 育	108	109	106
	技 術 ・ 家 庭	72	72	36
	外 国 語 (英 語)	143	143	143
	小 計	917	897	894
道 徳		35	36	35
総合的な学習の時間		51	85	71
特別活動（学級活動）		52	50	35
総 計		1055	1068	1035
選 択 教 科	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 外国語（英語）	0		
	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 外国語（英語）		0	
	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 外国語（英語）			0
備 考				
<p>ア 1 単位時間 1 単位時間を50分とする。</p> <p>イ 特別活動 ・ 生徒会活動に充てる時間は、年間を通して5時間とする。 一年生を迎える会（2） 生徒総会（1） 生徒会役員選挙（2） また、年2回の生徒会主催の美化活動をPTAとの合同行事として実施する。</p>				

備	考
<p>ウ 選択教科 実施しない</p> <p>エ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動の時間は、毎週月曜日に設定し、年間を通して 35 時間以上にわたって実施する。 ・委員会活動（常任委員会・特別委員会等）を充実させ、生徒の自治活動を推進し、自主的な態度や自治的能力、責任感、協調性、健全な生活態度を育成する。 ・運動会や合唱コンクールを通して、望ましい人間関係を醸成し、集団への所属感や連帯感を深め、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的な態度を育成する。 ・校外学習、移動教室、修学旅行等において体験的活動を取り入れ、総合的な学習の時間との関連を図る。 ・学校活動支援員や部活動指導補助員・部活動指導員を活用するなど、生徒の自主的、自発的な活動である部活動を積極的に推進し、責任感、連帯感の涵養や、望ましい人間関係の醸成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・週授業時数は 29 時間を基本として設定し、授業時数の確保に努める。 ・時間割を年間 2 回作成し、年間を通して 35 週で割り切れない教科時数に対応する。 ・夏季休業日の短縮、土曜日の学校公開、開校記念日を授業日に設定することで、授業時数を確保する。 ・夏季休業中に補充学習を全学年 5 日程度実施し、基礎学力の定着、学力向上を図る。 ・オリンピック・パラリンピック教育推進校としての取り組みを通して、各教科等において自国文化の良さについて学び、伝える表現力を培う。 ・幅広い知識、豊かな言語感覚を身に付ける取り組みの一環として、10 分間の「朝読書」や「朗読読み聞かせ」を全学年で実施する。 ・授業アシスタント、学習教室支援スタッフ、学校活動支援員等を活用して、一人一人の生徒の実態に応じたきめ細やかな支援の充実を図るとともに、学習支援室支援員を活用して、特別な支援を必要とする生徒への教育支援の推進を図る。